

# 兵庫県公報

平成25年 2月22日 金曜日 第 2468 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（中播磨県民局）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	13
○ 道路の位置指定（建築指導課）	14

### 公 告

○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	14
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	16
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	17
○ 二級河川法華山谷川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	19

## 告 示

### 兵庫県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井戸敏三

### 神戸市前開土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 田 長 史	神戸市西区伊川谷町前開282番地
同	蒔 野 英 昭	同 市同区伊川谷町前開1070番地
同	楠 本 俊 裕	同 市同区伊川谷町前開2055番地
同	森 本 章 夫	同 市同区伊川谷町前開328番地
同	吉 成 晋 三	同 市同区伊川谷町前開237番地の1
同	木 下 伸 之	同 市同区伊川谷町前開865番地
同	澁 谷 博 久	同 市同区伊川谷町前開528番地
同	杉 本 省 三	同 市同区伊川谷町前開1926番地の1

同	椿 本 聡	同	市同区伊川谷町前開486番地
同	奥 坂 和 也	同	市同区伊川谷町前開1374番地
同	爲 乗 朗	同	市同区伊川谷町前開1814番地
同	廣 澤 義 敬	同	市同区前開南町 2 丁目 4 番21号
同	昆 尾 輝 彦	同	市同区伊川谷町前開1061番地の 1
同	松 田 茂 宏	同	市同区伊川谷町前開1558番地
同	森 口 二 朗	同	市同区伊川谷町前開1006番地
同	山 中 靖 典	同	市同区伊川谷町前開1215番地
同	吉 本 匡 宏	同	市同区前開南町 1 丁目16番14号
監 事	森 本 猛 典	同	市同区伊川谷町前開1838番地
同	石 戸 伸 和	同	市同区伊川谷町前開234番地
同	植 野 一 郎	同	市同区伊川谷町前開505番地の 1

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	蒔 野 英 昭	神戸市西区伊川谷町前開1070番地
同	澁 谷 博 久	同 市同区伊川谷町前開528番地
同	石 本 修 一	同 市同区伊川谷町前開319番地
同	楠 本 俊 裕	同 市同区伊川谷町前開2055番地
同	森 本 章 夫	同 市同区伊川谷町前開328番地
同	山 本 一 之	同 市同区伊川谷町前開2046番地
同	木 下 伸 之	同 市同区伊川谷町前開865番地
同	杉 本 省 三	同 市同区伊川谷町前開1926番地の 1
同	椿 本 聡	同 市同区伊川谷町前開486番地
同	奥 坂 和 也	同 市同区伊川谷町前開1374番地
同	爲 乗 朗	同 市同区伊川谷町前開1814番地
同	廣 澤 義 敬	同 市同区前開南町 2 丁目 4 番21号
同	昆 尾 輝 彦	同 市同区伊川谷町前開1061番地の 1
同	松 田 茂 宏	同 市同区伊川谷町前開1558番地
同	森 口 二 朗	同 市同区伊川谷町前開1006番地
同	山 中 靖 典	同 市同区伊川谷町前開1215番地
同	吉 本 匡 宏	同 市同区前開南町 1 丁目16番14号
監 事	吉 成 晋 三	同 市同区伊川谷町前開237番地の 1
同	植 野 一 郎	同 市同区伊川谷町前開505番地の 1
同	森 本 猛 典	同 市同区伊川谷町前開1838番地



兵庫県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年2月12日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

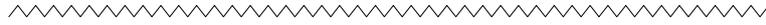
なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	村岡福岡地区	平成25年2月22日から 同 年3月14日まで	香美町役場
-------------------------	--------	----------------------------	-------



**兵庫県告示第238号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
淡路市久留麻2145 森 幸 好 同 市久留麻2171 森 正 之	森	森漁業協同組合
淡路市久留麻2221 岡 田 光 司 同 市仮屋369 中 山 哲 郎	仮屋	仮屋漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年2月22日から同年3月8日まで
- (2) 縦覧場所 森加入区 淡路市久留麻2205—5 森漁業協同組合  
仮屋加入区 同 市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合



**兵庫県告示第239号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 解除に係る保安林の所在場所

たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034の37（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第240号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市八鹿町小佐字広垣1550の1から1550の5まで、1551の1、1551の2、1557の2から1557の5まで

- 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第241号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市畑字カマクラ173から178まで、178の1、179、180の1、180の3から180の5まで、181から184まで、字ダン山185、185の1、186、892、894、895、897、899から905まで、字鎌倉885から888まで、891
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第242号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市大屋町若杉字大谷189の2、192の1、193の1、193の2、194、194の2、194の3、大屋町中間字下り谷335の1、336から339まで、字使谷354の1、361、362、362の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第243号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市川上字見造道323の1、324、327の1、331の1、字大尾3032、3038、3039、3040の1、3041、山内字ヲウト3088の8
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第244号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市田路字橋ヶ谷303の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第245号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市左近山字仙源寺79の1から79の3まで、80、字段山81から88まで、字シヨウブ89の1、89の2、90の1、90の1の1から90の1の3まで、90の2、90の3、91、93、94、94の1から94の3まで、99の1、99の2、100、102、103、104の1、105の1、105の2、106の1、106の2、110、111、111の1、112の1、117、字下モ山13の2、14の1から14の5まで、15、16、17の1、17の2、18、19の1、19の2、20の1、21、22の3から22の5まで、字大谷35、40の1、40の2、41、41の1、42、45の2から45の4まで、46、47、48の1、49の1、49の2、50の1から50の3まで、51、字大徳52の1から52の3まで、53の4、58の1、58の2、59の1から59の3まで、59の5、60の1、60の2、61の1から61の3まで、62、63の1、63の2、64の1、64の3、65の1、65の2、66、66の1、66の2、67、68、68の1、68の2、69、69の1、70の6、70の8、73の1、74、74の1、74の2、75、75の1、76から78まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第246号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市伊豆字今谷口572から576まで、579、580、585、586

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字今谷口575・576・579・585・586（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第247号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市川上字盆応寺438の1、438の4から438の6まで、字大尾3005、3005の1、3007から3010まで、3012
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字盆応寺438の4から438の6まで
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第248号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市立野字奥谷77、79、87から89まで、91から94まで、95の1、95の2、96から98まで、字蓮池99、字岡谷128の1、128の3、128の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥谷79・96・98・字蓮池99（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第249号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市田路字鳥ノ奥23、25の5、26の1、27の1から27の3まで、28の1、29、31、32の1、32の2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第250号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山東町与布土字奥山3079の1（次の図に示す部分に限る。）、3079の8、字樋ヶ淵3083の1、3083の2、3086の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥山3079の1・3079の8・字樋ヶ淵3083の1・3083の2・3086の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第251号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間  
平成25年 2月8日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域

神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市北区、神戸市西区、西宮市、加古川市、三木市、小野市、三田市、加西市、加東市及び加古郡稲美町



**兵庫県告示第252号**

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年 2月22日

河川管理者

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 保管した工作物等  
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所  
別表1及び2 姫路市飾磨区中島(中島緑地)
- 3 保管した工作物等の返還の手続  
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状(長さ×幅) 内色・外色	数量		保管を始めた年月日時		
1	モーターボート	5.10m×1.95m 青・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(水面上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
2	漁船	8.90m×2.00m 緑・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(水面上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
3	漁船	6.80m×1.85m 青・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(水面上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
4	ヨット	7.80m×2.30m 白・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(水面上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
5	ボート	5.75m×1.60m 青・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
6	漁船	7.90m×2.00m 青・白	1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
7	ヨット	6.30m×2.00m 白・白	1	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
8	ボート	4.60m×1.60m 白・白	1	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	同日16時	
9	ボート	5.50m×1.60m 白・白	1	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	同日16時	

10	モーターボート	5.10m×1.80m 青・白	1	姫路市大津区真砂町 39番5地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	
					同 日16時	
11	漁船	6.70m×1.80m 白・白	1	姫路市大津区真砂町 39番5地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	
					同 日16時	
12	ボート	6.80m×1.50m 青・白	1	姫路市大津区真砂町 39番4地先(護岸上)	平成25年1月16日9時	
					同 日16時	

別表2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	単管(鋼製)15本、 梯子(アルミ製)1 基、ロープ2本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町5丁目15番2地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
2	係留施設等	単管(鋼製)24本、 梯子(アルミ製)1 基	1式	姫路市大津区勘兵衛 町5丁目15番2地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
3	係留施設等	鉄杭3本、ロープ1 本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
4	係留施設等	鉄杭4本、ロープ1 本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
5	係留施設等	鉄杭4本、鎖1本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
6	係留施設等	梯子(鋼製)1基、 L鋼6本、鉄杭3本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
7	係留施設等	鉄杭5本、ロープ4 本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
8	係留施設等	鉄杭6本、ロープ1 本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番4地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
9	係留施設等	鉄杭4本、ロープ2 本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番2地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
10	係留施設等	鉄杭4本、鉄輪1本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番2地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		
11	係留施設等	鉄杭4本、鎖2本、 ロープ1本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目32番2地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時		
					同 日16時		

12	係留施設等	鉄杭 4 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 32 番 2 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
13	係留施設等	鉄杭 1 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 32 番 2 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
14	係留施設等	鉄杭 7 本、鋼製プレート (約40cm) 1 枚	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 32 番 2 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
15	係留施設等	鉄杭 5 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 32 番 2 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
16	係留施設等	鉄杭 7 本、ロープ 1 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 32 番 2 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
17	係留施設等	鉄杭 8 本、ロープ 4 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
18	係留施設等	鉄杭 4 本、鉄輪 3 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
19	係留施設等	鉄板 2 枚、鉄輪 2 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
20	係留施設等	鉄フック 2 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
21	係留施設等	鉄杭 5 本、鉄フック 1 本、鎖 2 本、ロープ 1 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
22	係留施設等	鉄杭 5 本、鎖 2 本、ロープ 1 本	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
23	係留施設等	鉄杭 5 本、鉄輪 1 本、係留ブイ 3 個	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上及び水面上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
24	係留施設等	鉄杭 6 本、係留フック 1 個、係留ブイ 1 個	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上及び水面上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
25	係留施設等	鉄杭 3 本、係留フック 2 個	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	
26	係留施設等	鉄杭 3 本、係留フック 3 個、鉄輪 2 個、ロープ 1 本、係留ブイ 1 個	1 式	姫路市大津区勘兵衛町 4 丁目 33 番 1 地先 (護岸上及び水面上)	平成25年 1 月 18 日 9 時	
					同 日 16 時	

27	係留施設等	鉄杭1本、鉄輪1個、 ロープ1本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目33番1地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
28	係留施設等	鉄杭1本、鉄輪1個、 鎖1本、係留フック 1個、ロープ2本、 発砲ウキ5個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目33番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
29	係留施設等	鉄杭3本、ロープ5 本、係留ブイ2個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目33番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
30	係留施設等	鉄杭6本、ロープ3 本、係留ブイ1個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目33番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
31	係留施設等	鉄杭1本、ロープ2 本、係留ブイ1個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目35番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
32	係留施設等	鉄杭2本、鎖1本、 ロープ3本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目35番1地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
33	係留施設等	鉄杭3本、ロープ2 本、発砲ウキ4個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目35番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
34	係留施設等	鉄杭12本、鎖2本、 ロープ3本、発砲ウ キ5個	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目35番1地先 (護岸上及び水面 上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
35	係留施設等	単管2本、鉄杭11本、 ロープ5本	1式	姫路市大津区勘兵衛 町4丁目35番1地先 (護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
36	係留施設等	単管2本、鉄杭3本、 ロープ2本	1式	姫路市大津区真砂町 39番26地先(護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
37	係留施設等	鉄杭6本、ロープ6 本	1式	姫路市大津区真砂町 39番26地先(護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
38	係留施設等	鉄杭3本	1式	姫路市大津区真砂町 39番26地先(護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	
39	船台	船台	1台	姫路市大津区真砂町 39番5地先(護岸上)	平成25年1月18日9時	
					同 日16時	



#### 兵庫県告示第253号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
向 井 畑	神 戸 市	垂 水 区	名 谷 町	向 井 畑	3515番6の一部、3519番の一部、3536番1の一部、3536番2の一部、3537番、3538番の一部、乙3538番の一部



**兵庫県告示第254号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
須 山	佐 用 郡	佐 用 町	櫛 田	須 山	595番84から595番87までの各一部、595番88、595番88-1、595番89から595番95までの各一部、595番100の一部、595番141の一部、731番の一部、732番、733番、733番地先の無番地、743番の一部、751番から753番までの各一部、755番1の一部、756番の一部、759番1の一部、759番2の一部、760番の一部、772番1の一部、772番4の一部、772番5の一部、772番8、774番、774番1、775番、775番1、776番、776番1の一部、777番の一部、779番1の一部、779番2の一部、809番の一部、810番、811番、812番1の一部、812番2の一部、813番1、813番2、814番の一部、848番1の一部、849番、849番1の一部、850番1の一部、759番2から760番地先に至る道路敷の一部



**兵庫県告示第255号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社日建開発
- 2 代表者氏名 森 田 秀 生
- 3 事務所所在地 明石市大蔵谷奥16番5号
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第401340号
- 5 免 許 年 月 日 平成21年 4月27日



**兵庫県告示第256号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0013号	25. 2. 7	宍粟市山崎町千本屋字裏田241番8、243番1 の各一部、243番1地先里道、243番1地先水 路	6.00	48.36

**公 告****広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ**

平成25年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。  
平成25年 2月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 趣旨**

兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物、ホームページデザインの質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

**2 企画提案コンペの概要****(1) 名称**

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

**(2) 方法**

広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。

**(3) 提案の対象**

ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案

（別途修正する広報刊行物を配布する。）

イ ホームページのデザイン案に対する修正案

（別途修正するホームページデザイン案を配布する。）

ウ 業務の実施体制に関する企画案

**(4) 主催者及び事務局**

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課企画調整係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3018（直通） F A X（078）362-3903

E-mail:kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

**3 応募者の資格**

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙（誌）面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言ができること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長（以下「広報課長」

という。)が指定する場所及び日時に常時2名以上派遣できること。

- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

#### 4 応募手続

##### (1) 募集要項の配布

###### ア 配布方法

平成25年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下、「募集要項」という。)は、事務局において配布する。

###### イ 配布期間

平成25年2月22日(金)午前9時から同年3月1日(金)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

##### (2) 応募図書の受付

###### ア 受付方法

事務局に持参すること。

###### イ 受付期間

平成25年3月4日(月)午前9時から同月11日(月)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

#### 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

##### (1) 質疑

###### ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙(様式1)により、事務局に郵送、メール又は持参すること。

###### イ 質疑受付期間

平成25年2月22日(金)午前9時から同年3月4日(月)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

##### (2) 回答

平成25年3月6日(水)までに質疑者に郵送する。

#### 6 応募図書等

##### (1) 応募図書

###### ア 応募申込書(様式2)

###### イ 法人概要

###### ウ 修正案の作品(各8部。そのうち7部はカラーコピーも可。)

###### エ 修正案の説明書

###### オ 業務実施体制の企画案

###### カ 受託予定業務に係る見積書

審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

##### (2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

##### (3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

#### 7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

#### 8 当選者の決定及び発表の方法

##### (1) 審査及び選考方法

提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。

##### (2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

#### 9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成25年度における広報デザイン室業務を委託する。

- 10 その他の応募条件等  
募集要項による。



#### 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年2月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スポーツコミュニティ宝塚

イ 代表者の氏名 朝子 正英

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布きよしガ丘7番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、少年、少女、成人並びに高齢者に対して、生涯スポーツを楽しんで行える環境を提供する活動を行い、スポーツを通じた健全な社会づくり、青少年の健全な心身の育成に貢献し、広くスポーツ振興に寄与すると共に地域社会に貢献することを目的とする。

- 2 (1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人環境保全協会

イ 代表者の氏名 木村 均

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市伊丹1丁目2番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、専門知識の有無や業種等を問わず、広く不特定多数の一般個人・団体に対して、環境啓発に資する知識および技能を教授する事業や、これに関連する調査・研究等を行うとともに、環境啓発に資する知識および技能を有する人材の社会への進出を支援し、これらをもって環境保全に寄与することを目的とする。

- 3 (1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人PENTA SPORTS CLUB

イ 代表者の氏名 杉山 哲一

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市仁川五ヶ山町4番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に西宮市の人々に対して、フットサルを中心としたスポーツの普及及び育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

- 4 (1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みどり兵庫

イ 代表者の氏名 高橋 敬

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市石叻町19番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者等の権利擁護に関する事業を行うとともに、広く一般市民に対して、社会福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事業等を行うことにより、広く公益に寄与することを目的とする。

- 5 (1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

- (2) 特定非営利活動法人の名称等



この法人は、患者をはじめとした一般市民に対して、中皮腫及びアスベスト関連疾患に関する研究並びに知識の普及をはかり、広く人類の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人阪神バレーボールコミュニティ

イ 代表者の氏名 岩本正吾

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市上坂部二丁目23番1—610号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に阪神地区の地域住民に対して、バレーボールを中心としたスポーツの普及促進に関する事業を行い、地域のスポーツ振興を図ると共に、スポーツを通じた青少年等の育成及び明るく活力ある社会の形成に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人A・S・P

イ 代表者の氏名 新日出夫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区長尾町上津2141

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県を中心とする地域の人々に対して、身近にクラシック音楽に参加・体験できる場を提供するために、演奏会・講演会・セミナーなどの企画及び開催実施、病院や老人福祉施設等への出張演奏を行うとともに、植物や庭づくりなどを通じた文化・芸術に関する啓発事業を行い、地域の文化、芸術の振興に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人場とつながりの研究センター

イ 代表者の氏名 佐藤等史

ウ 主たる事務所の所在地 三田市学園2—1 関西学院大学総合政策学部長谷川研究室内

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神地区を中心に、多様な地域課題の解決のために活動する、もしくはしようとしている人々や団体に対し、これらの人々や団体が集う場やつながりを創りだすこと、並びにそれらの活動を支援することを通して、豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本ベビーサイン協会

イ 代表者の氏名 吉中みちる

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区東町123番1号 貿易ビル9階

エ 定款に記載された目的

この法人は、ベビーサインの普及活動を通じて良好な育児環境を実現する支援を行い、もって心豊かな充実した市民社会の実現に寄与する事を目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くるみ

イ 代表者の氏名 黒谷健一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市勝原区宮田684番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者(児)やその家族に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障害の有無に関わらず、すべての人が地域社会の一員として幸せに暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成25年1月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー

イ 代表者の氏名 能島裕介

